

低圧料金表（東京電力管内）

平成 29 年 9 月 1 日実施

オリックス株式会社

この料金表（以下「この料金表」といいます。）は、当社の電気供給約款〔低圧〕（平成 29 年 9 月 1 日実施，以下「供給約款」といいます。）と一体になり，供給約款を補完するものです。この料金表で使用される各用語は，供給約款において定義された用語と同一の意義を有するものとします。

1 適用

この料金表は，東京電力パワーグリッド株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域である次の地域に適用いたします。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

2 契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
従量電灯	ORIX 東京 従量電灯 B
	ORIX 東京 従量電灯 C
電力需要	ORIX 東京 低圧電力
その他	ORIX 東京 低圧高負荷

3 従量電灯

(1) ORIX 東京 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が 40 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。
ただし，特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電流が 40 アンペア未満であるものについても対象とすることがあります。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者および当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは，(イ)に該当し，かつ，(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
ただし，特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペアについても対象とすることがあります。
- (ロ) 一般送配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。
ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，一般送配電

事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二

料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(2)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(2)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(2)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(2)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次の料金（割引前）に（1-割引率）を乗じた料金（小数点以下第3位で四捨五入いたします。）を適用いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、料金（割引前）の半額に（1-割引率）を乗じた料金（小数点以下第3位で四捨五入いたします。）を適用いたします。

契約電流 10 アンペア	280 円 80 銭
契約電流 15 アンペア	421 円 20 銭
契約電流 20 アンペア	561 円 60 銭
契約電流 30 アンペア	842 円 40 銭
契約電流 40 アンペア	1,123 円 20 銭
契約電流 50 アンペア	1,404 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,684 円 80 銭

(ロ)

電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定し、次の料金単価（割引前）に（1-割引率）を乗じた料金単価（小数点以下第3位で四捨五入いたします。）を適用いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 52 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 00 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 02 銭

(2) ORIX 東京 従量電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であ

ること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者および当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備を予め設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給約款別表 3（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、供給約款別表 2（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、供給約款別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器を予め設定していただきます。なお、一般送配電事業者および当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(2)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(2)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(2)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(2)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次の料金単価（割引前）に（1－割引率）を乗じた料金単価（小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。）を適用いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、料金単価（割引前）の半額に（1－割引率）を乗じた料金単価（小数点以下第 3 位で四捨五入いたします。）を適用いたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	280 円 80 銭
---------------------	------------

- (ロ) 電力量料金
 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定し、次の料金単価（割引前）に（1－割引率）を乗じた料金単価（小数点以下第3位で四捨五入いたします。）を適用いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 52 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 00 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 02 銭

4 (欠番)

5 ORIX 東京 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者および当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備を予め設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、供給約款別表 3（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は供給約款別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ 原則として、契約主開閉器により契約電力を定めることはできません。
ただし、当社との需給契約の締結以前に既にお客さまが契約主開閉器を設定し、これにより契約電力を定めている場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、供給約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。なお、一般送配電事業者および当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(2)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(2)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(2)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(2)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の料金単価（割引前）に（1－割引率）を乗じた料金単価（小数点以下第3位で四捨五入いたします。）を適用いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、料金単価（割引前）の半額に（1－割引率）を乗じた料金単価（小数点以下第3位で四捨五入いたします。）を適用いたします。

契約電力1キロワットにつき	1,101円60銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定し、次の料金単価（割引前）に（1－割引率）を乗じた料金単価（小数点以下第3位で四捨五入いたします。）を適用することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、記録型計量器により30分ごとの接続供給電力量が確認できる場合は、その値によります。記録型計量器以外の計量器で計量する場合には、その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期

間」といいます。)における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円06銭	15円51銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって供給約款別表4(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合((4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、供給約款別表5(進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

6 (欠番)

7 ORIX 東京 低圧高負荷

(1) 適用範囲

お客さまが希望される場合で、次のいずれにも該当し、当社が承諾するものに適用いたします。

イ 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。

ロ (4)(契約電力)に定める契約電力が15キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者および当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、契約電力が50キロワット以上となる場合の電灯または小型機器の基準電力および動力の基準電力は、50キロワット未満といたします。

(2) 供給の単位

当社は、原則として、1供給契約につき、2供給電気方式、2引込みおよび2計量をもって電気を供給いたします。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(4) 契約電力

契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

イ 電灯または小型機器の基準電力

(イ) 電灯または小型機器の基準電力は、原則として3(従量電灯)(2)(ORIX 東京 従量電灯C)ニの契約容量決定方法に準じて定めます。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

(ロ) お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、(イ)の電灯または小型機器の基準電力は、電流制限器の定格電流値に基づき次式により算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみな

します。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、3（従量電灯）(1)（ORIX 東京 従量電灯 B）(ハ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、(イ)の電灯または小型機器の基準電力は、その制限される電流値に基づき次式により算定いたします。この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 動力の基準電力

動力の基準電力は、5（ORIX 東京 低圧電力）の契約電力決定方法に準じて定めます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(2)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(2)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(2)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(2)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の料金単価（割引前）に（1－割引率）を乗じた料金単価（小数点以下第3位で四捨五入いたします。）を適用いたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、料金単価（割引前）の半額に（1－割引率）を乗じた料金単価（小数点以下第3位で四捨五入いたします。）を適用いたします。

契約電力1キロワットにつき	1,296円00銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定し、次の料金単価（割引前）に（1－割引率）を乗じた料金単価（小数点以下第3位で四捨五入いたします。）を適用することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、記録型計量器により30分ごとの接続供給電力量が確認できる場合は、その値によります。記録型計量器以外の計量器で計量する場合には、その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円50銭	16円83銭

- ハ 力率割引および割増し
電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって(7)ニにより加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電灯または小型機器の力率および動力の力率は、(7)ニ(イ)または(ロ)により算定いたします。
なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(6) 使用電力量の計量

- イ 使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行います。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款17(使用電力量の計量)に準ずるものといたします。
ロ 当社は、イで計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。

(7) その他

- イ 供給約款19(日割計算)に定める事項については、5(ORIX 東京 低圧電力)に準ずるものといたします。ただし、その1月の電灯または小型機器の料金の算定期間と動力の料金の算定期間が異なる場合で、これらの算定期間のいずれかのみが供給約款18(料金の算定)(1)イ(a)またはハに該当する場合には、供給約款19(日割計算)にかかわらず、日割計算を行わず、いずれも料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
ロ この契約種別を契約されるお客さまは、原則として他の契約種別をあわせて契約することはできません。
ハ その他の事項については、3(従量電灯)(2)(ORIX 東京 従量電灯 C)または5(ORIX 東京 低圧電力)にかかわる規定を準用するものといたします。

ニ 加重平均力率の算定

- (イ) 電灯または小型機器の力率は、100パーセントといたします。
(ロ) 動力の力率は、次のとおりといたします。

- (a) 5(ORIX 東京 低圧電力)(4)イに準じて動力の基準電力を算定する場合は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、供給約款別表5(進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

動力の加重平均力率(パーセント)

$$= (100 \frac{\text{ワット}}{\text{ワット}} \times (\text{電熱器総容量}) + 90 \frac{\text{ワット}}{\text{ワット}} \times (\text{力率} 90 \frac{\text{ワット}}{\text{ワット}} \text{の機器総容量}) + 80 \frac{\text{ワット}}{\text{ワット}} \times (\text{力率} 80 \frac{\text{ワット}}{\text{ワット}} \text{の機器総容量})) \div (\text{機器総容量})$$

- (b) 5(ORIX 東京 低圧電力)(4)ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は、100パーセントといたします。

- (ハ) 加重平均力率は、次の算式により算定された値といたします。
加重平均力率(パーセント)

$$= ((\text{イ}) \text{の力率} (\frac{\text{ワット}}{\text{ワット}}) \times \text{電灯または小型機器の基準電力} + (\text{ロ}) \text{の力率} (\frac{\text{ワット}}{\text{ワット}}) \times \text{動力の基準電力}) \div \text{契約電力}$$

(8) 実施細目

- イ 供給約款VII(工事費の負担)に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したものととして、5(ORIX 東京 低圧電力)に準じて取り扱うものといたします。
ロ お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、3(従量電灯)および5(ORIX 東京 低圧電力)として、供給約款38(需給開始後の需給契約の終了または変更にとまなう工事費等の精算)に準じて工事費の精算を行います。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、平成 29 年 9 月 1 日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

託送供給等約款附則 2（標準周波数についての特別措置）に従い、供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

別 表

1 燃料費調整

(1) 用語の定義

次の言葉は、それぞれ次の意味で使用いたします。

「貿易統計」

関税法に基づき公表される統計をいいます。

「平均燃料価格算定期間」

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(2) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(3)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、66,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{円}) \times \frac{\text{(3)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が66,300円を上回る場合

平均燃料価格は、66,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (66,300 \text{円} - 44,200 \text{円}) \times \frac{\text{(3)の基準単価}}{1,000}$$

ヘ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (4) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。
 ただし、供給約款 16（料金の算定期間）(2)により計量期間を算定期間とするお客さまについては、検針日を計量日と読み替えるものといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日 までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の 検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日 までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の 検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日 までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の 検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日 までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の 検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日 までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の 検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日 までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の 検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日 までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の 検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日 までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日 までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の 検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日 までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の 検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の 検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の 検針日の前日までの期間

- ニ 燃料費調整額
 燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

- (3) 基準単価
 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。
 基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22 銭 8 厘
-------------	----------